

高年齢者雇用確保措置の 実施状況等について

高年齢者雇用確保措置の実施義務

高年齢者雇用確保措置について

以下のいずれかの措置を講じることが平成18年4月から事業主に義務づけ

○ 定年年齢の引上げ

定年の定めをしている事業主が当該定年年齢を義務年齢まで引上げ

○ 継続雇用制度の導入

再雇用制度又は勤務延長制度の導入により義務年齢までの雇用を確保

○ 定年の定めの廃止

定年の定めを廃止する。

継続雇用制度について

継続雇用制度を導入する場合のみ、対象者を限定する基準の設定が可能

○ 希望者全員を雇用する場合

○ 雇用する対象者を基準を定めて限定する場合

継続雇用制度の対象者に係る基準の設定

○ 労使協定による基準の策定

事業主は

- ① 労働者の過半数が加入する労働組合
- ② ①がない場合は、労働者の過半数を代表する者

との間で、当該基準について書面による協定の締結が必要

一定期間の経過措置 ← 労使協議が不調に終わった場合の特例

就業規則等による基準の策定

労使協議が不調に終わった場合、一定期間は労使協定に代えて就業規則等に継続雇用制度の対象者の基準を定めることも可

○ 大企業(301人以上):3年間(平成21年3月31日をもって終了)

○ 中小企業(300人以下):5年間(平成23年3月31日までの予定※)

※ 経過措置については、高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

- 継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準について大企業については平成20年度まで、中小企業については22年度までの経過措置が設けられているが、当該経過措置については、高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

※「今後の高齢者雇用対策について」(労働政策審議会建議16年1月20日)(抄)

「事業主が労使協定をするため努力をしたにもかかわらず協議が不調に終わった場合には、高齢者雇用に係る継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を作成し就業規則等に定めたときは、当該基準に該当する労働者を対象とする制度を導入することを施行から一定の期間認めることが適当である。その期間については高年齢者の雇用確保の状況、社会経済情勢の変化等を考慮して政令で定めることとし(具体的には当面施行から3年間、中小企業は5年間)、その後の上記の状況の変化、特に中小企業の実情等を踏まえ、当部会の意見を聴いて見直すこととする。」

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律附則第5条

第5条 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年を経過する日以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、第9条第2項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第9条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

- 2 中小企業の事業主(その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に係る前項の規定の適用については、前項中「3年」とあるのは「5年」とする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の政令で定める日(注;大企業は21年3月31日、中小企業は23年3月31日)までの間に、前項の中小企業(注;300人以下)における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。₃

就業規則に継続基準を定めている企業の状況

○中小企業(31～300人規模)の現状

規模	企業数	就業規則等		改訂予定なし	
		※平成21年高年齢者 雇用状況報告(平成2 1年6月1日時点)	割合	※平成21年高年齢者雇用 状況報告フォローアップ (平成22年7月末時点)	割合
31～300人	122,484	15,625	12.8%	2,634	2.2%
31～50人	43,837	5,172	11.8%	808	1.8%

(参考)○大企業(301人以上規模)の経過措置終了検討時(平成20年当時)

※平成20年高年齢者雇用状況報告速報値(平成20年7月末時点集計)

規模	企業数	就業規則等		改訂予定なし	
		割合	割合	割合	割合
301人以上	12,477	1,315	10.5%	550	4.4%

第34回労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会(平成20年8月7日)資料抜粋

経過措置企業フォローアップ調査結果

平成22年7月末時点

○中小企業(31～300人規模)の現状

労働局	①31～300人規模企業数※1	②確保措置を就業規則で定めている企業					④平成23年3月までに変更予定		⑤変更予定なし※2	
		割合(②/①)	③変更済み(廃止等含む)	割合(③/①)	割合(④/①)	割合(⑤/①)	割合(④/①)		割合(⑤/①)	
北海道	4,909	679	13.8%	264	5.4%	168	3.4%	247	5.0%	
青森	1,543	183	11.9%	101	6.5%	82	5.3%	0	0.0%	
岩手	1,454	193	13.3%	93	6.4%	7	0.5%	93	6.4%	
宮城	2,066	286	13.8%	160	7.7%	122	5.9%	4	0.2%	
秋田	1,112	116	10.4%	62	5.6%	32	2.9%	22	2.0%	
山形	1,347	178	13.2%	73	5.4%	105	7.8%	0	0.0%	
福島	1,906	301	15.8%	148	7.8%	147	7.7%	6	0.3%	
茨城	1,736	239	13.8%	117	6.7%	51	2.9%	71	4.1%	
栃木	1,379	157	11.4%	70	5.1%	51	3.7%	36	2.6%	
群馬	1,852	206	11.1%	115	6.2%	57	3.1%	34	1.8%	
埼玉	3,651	654	17.9%	350	9.6%	281	7.7%	23	0.6%	
千葉	3,069	382	12.4%	211	6.9%	33	1.1%	138	4.5%	
東京	19,779	3,395	17.2%	1,364	6.9%	789	4.0%	1,242	6.3%	
神奈川	5,492	526	9.6%	272	5.0%	219	4.0%	35	0.6%	
新潟	2,877	279	9.7%	142	4.9%	133	4.6%	4	0.1%	
富山	1,558	69	4.4%	38	2.4%	31	2.0%	0	0.0%	
石川	1,430	209	14.6%	88	6.2%	121	8.5%	0	0.0%	
福井	981	145	14.8%	88	9.0%	52	5.3%	5	0.5%	
山梨	782	91	11.6%	34	4.3%	6	0.8%	51	6.5%	
長野	2,267	223	9.8%	140	6.2%	75	3.3%	8	0.4%	
岐阜	2,158	105	4.9%	75	3.5%	30	1.4%	0	0.0%	
静岡	4,045	521	12.9%	313	7.7%	200	4.9%	8	0.2%	
愛知	7,545	922	12.2%	464	6.1%	454	6.0%	4	0.1%	
三重	1,572	193	12.3%	116	7.4%	37	2.4%	40	2.5%	
滋賀	1,067	142	13.3%	77	7.2%	58	5.4%	7	0.7%	
京都	2,404	203	8.4%	114	4.7%	77	3.2%	12	0.5%	
大阪	9,704	1,246	12.8%	544	5.6%	681	7.0%	21	0.2%	
兵庫	4,506	428	9.5%	221	4.9%	177	3.9%	30	0.7%	
奈良	740	84	11.4%	36	4.9%	35	4.7%	13	1.8%	
和歌山	908	132	14.5%	64	7.0%	22	2.4%	46	5.1%	
鳥取	628	78	12.4%	38	6.1%	39	6.2%	1	0.2%	
島根	826	110	13.3%	66	8.0%	44	5.3%	0	0.0%	
岡山	2,043	277	13.6%	153	7.5%	82	4.0%	42	2.1%	
広島	3,118	247	7.9%	129	4.1%	92	3.0%	26	0.8%	
山口	1,473	128	8.7%	79	5.4%	16	1.1%	33	2.2%	
徳島	714	91	12.7%	46	6.4%	1	0.1%	44	6.2%	
香川	1,168	164	14.0%	98	8.4%	54	4.6%	12	1.0%	
愛媛	1,445	109	7.5%	63	4.4%	36	2.5%	10	0.7%	
高知	784	85	10.8%	49	6.3%	25	3.2%	11	1.4%	
福岡	5,097	562	11.0%	328	6.4%	215	4.2%	19	0.4%	
佐賀	898	109	12.1%	69	7.7%	38	4.2%	2	0.2%	
長崎	1,445	193	13.4%	85	5.9%	89	6.2%	19	1.3%	
熊本	1,690	231	13.7%	115	6.8%	66	3.9%	50	3.0%	
大分	1,237	159	12.9%	79	6.4%	69	5.6%	11	0.9%	
宮崎	1,132	109	9.6%	56	4.9%	52	4.6%	1	0.1%	
鹿児島	1,615	285	17.6%	106	6.6%	152	9.4%	27	1.7%	
沖縄	1,332	201	15.1%	74	5.6%	1	0.1%	126	9.5%	
全国計	122,484	15,625	12.8%	7,587	6.2%	5,404	4.4%	2,634	2.2%	

※1平成21年度高齢者雇用状況報告における31～300人規模の報告企業数

※2「変更予定なし」とは、変更の予定を平成23年4月以降にしているもの、変更予定時期が未定のもの、変更の意思のないものを表す

(参考)

○大企業(301人以上規模)の経過措置終了検討時

※平成20年高年齢者雇用状況報告速報値(平成20年7月末時点集計)

	301人以上	就業規則				割合				うち改定予定なし				割合			
		就業規則				割合				うち改定予定なし				割合			
		311	23			7.4%				13				4.2%			
01北海道		76	9			11.8%				5				6.6%			
02青森		95	10			10.5%				4				4.2%			
03岩手		157	24			15.3%				17				10.8%			
04宮城		64	3			4.7%				1				1.6%			
05秋田		85	20			23.5%				6				7.1%			
06山形		149	17			11.4%				11				7.4%			
07福島		153	14			9.2%				1				0.7%			
08茨城		71	7			9.9%				0				0.0%			
09栃木		152	9			5.9%				0				0.0%			
10群馬		173	37			21.4%				5				2.9%			
11埼玉		194	20			10.3%				0				0.0%			
12千葉		3,998	505			12.6%				297				7.4%			
13東京		616	39			6.3%				23				3.7%			
14神奈川		212	30			14.2%				10				4.7%			
15新潟		96	1			1.0%				0				0.0%			
16富山		110	14			12.7%				11				10.0%			
17石川		56	8			14.3%				3				5.4%			
18福井		46	4			8.7%				3				6.5%			
19山梨		202	7			3.5%				1				0.5%			
20長野		132	1			0.8%				0				0.0%			
21岐阜		331	20			6.0%				4				1.2%			
22静岡		917	101			11.0%				21				2.3%			
23愛知		131	19			14.5%				10				7.6%			
24三重		71	13			18.3%				3				4.2%			
25滋賀		233	15			6.4%				0				0.0%			
26京都		1,200	141			11.8%				10				0.8%			
27大阪		390	20			5.1%				0				0.0%			
28兵庫		49	2			4.1%				2				4.1%			
29奈良		37	4			10.8%				4				10.8%			
30和歌山		43	4			9.3%				0				0.0%			
31鳥取		43	7			16.3%				4				9.3%			
32島根		152	7			4.6%				5				3.3%			
33岡山		295	42			14.2%				27				9.2%			
34広島		94	4			4.3%				0				0.0%			
35山口		44	3			6.8%				0				0.0%			
36徳島		83	7			8.4%				5				6.0%			
37香川		121	5			4.1%				2				1.7%			
38愛媛		47	2			4.3%				1				2.1%			
39高知		503	27			5.4%				15				3.0%			
40福岡		51	6			11.8%				6				11.8%			
41佐賀		86	9			10.5%				0				0.0%			
42長崎		111	14			12.6%				7				6.3%			
43熊本		62	7			11.3%				5				8.1%			
44大分		62	2			3.2%				0				0.0%			
45宮崎		101	11			10.9%				6				5.9%			
46鹿児島		72	21			29.2%				2				2.8%			
47沖縄		12,477	1,315			10.5%				550				4.4%			
合計																	

第34回労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会(平成20年8月7日)資料抜粋